

請 求 人
省 略

松江市監査委員 松 本 修 司

松江市監査委員 児 玉 泰 州

松江市監査委員 桂 善 夫

松江市職員措置請求に基づく監査結果について（通知）

平成 28 年 4 月 11 日受理した地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による松江市職員措置請求（旧野津屋敷の敷地上の建物の解体工事等に関する件）について監査を行ったので、その結果を同条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 省略

氏 名 省略

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 28 年 4 月 11 日である。

3 請求の内容

(1) 主張事実（要旨）及び措置要求

（以下の記載は、一部記号を除き、請求人から提出された原文のまま。ただし事実証明書は省略した。）

松江市職員措置請求書

請求の要旨

1 はじめに

本件監査請求は、松江市南田町 1 5 1 番地の旧野津屋敷の敷地上の建物（附属建物を含む。以下、本請求においては、伝「柳多屋敷」という）の解体工事及び「舟つきの松公園整備事業」の施行に伴う市の財務会計上の違法又は不当な行為ないしは怠る行為に関する、松江市長に対する措置要求である。

2 伝「柳多屋敷」の歴史的・文化的価値について

(1) 「舟つきの松」に隣接する松江藩家老「柳多家中屋敷」の系譜を引く南田町の旧野津屋敷すなわち、伝「柳多屋敷」について、松江市文化財保護審議会委員である〇〇〇〇氏は、松江市の依頼により、平成14年に調査検討をされ、その結果は、同氏の『舟つきの松』隣接の屋敷（旧野津家住宅）について」と題する意見書（以下、「〇〇意見書」という）にまとめられている。

(2) 〇〇意見書は、「舟つきの松」、「舟つき場」、「西側の敷地（建物）」が一体となっており、歴史的景観を保持しているとして、伝「柳多屋敷」（旧野津家住宅）について具体的に建築様式や建築年代などを検討し、その上で、以下のとおり「まとめ」ておられるので、以下、引用する。

「旧野津家住宅は明治初期の住宅建築遺構ではあるが、一部に家老柳多家の古材を使用するなど、武家住宅の面影を伝える建築遺構といえる。また、母屋の西側は伸びやかな庭園となっており、堀を隔てて『舟つきの松』を望むことができ、城下町松江の面影を伝える歴史的景観と言える。建物の一部に痛みも見られるが、小屋組や柱・梁に損壊は見られず補修すれば使用も可能である。屋敷の周囲も開発から免れており、一体的な整備を施し新たな活用が図られることが望ましい」

なお、ここでいう「堀」とは、「舟つき場」を指しており、現在も、幕藩時代そのままの姿をとどめている。

また、ここでいう「旧野津住宅」というのは、本件建物を含めた敷地・舟つき場を含めた一体の不動産を松江市に寄付したのが野津氏であったことから、松江市はそのように呼んでいるが、もともと、この地には松江藩家老の柳多家中屋敷が存在し、明治のごく初期に、家老であった柳多〇〇〇〇が〇〇の名を拝命され、殿町の柳多上屋敷を解体し、その部材などを用いて増改築したものとされている。そして、明治30年頃に柳多家の手から離れ、屋敷周辺の田畑とともに野津家の所有となった。

このような経過から、「旧野津住宅」すなわち、本請求にいう伝「柳多屋敷」は、武家屋敷の要素や明治時代とりわけ明治初期の時代性を反映したつくりとなっており、その歴史的・文化的価値は、松江市において、専門家の協力を得て、しっかりと検討し、その価値にふさわしい保存・活用がなされるべき財産である。

(3) 「舟つきの松」とは、昭和39年1月14日松江市において文化財（天然）記念物に指定されていたもので、指定要件・概要は次のとおりである。

「所在地はもと松江藩家老柳多氏の中屋敷で、歴代の藩主が舟で遊行の際立ち寄ったといい、今なお舟つきの遺構が残っている。

舟つきの松は、不昧公の正室静（原文は「青」へんに「多」）楽院が仙台から輿入れの際、持参した鉢植えの松を柳多氏が拝領し屋敷内に植えたものと伝え、以来、柳多氏が管理・育成したものという。

ここが松の生育に必ずしも適地ではなかったにもかかわらず、順調な育成のもとに現在に至ったもので、本市においては容姿、大きさ、由緒等比べるものがない。

舟つきの松は、その形状から「傘松」とも呼ばれている。

形状等（指定時）高さ 6.5メートル

幹廻り 目通り3.13メートル、最大3.45メートル

枝葉下の面積 210㎡

樹齢 約250年

種類 アイグロ（雑種）」

(4) 「舟つきの松」と伝「柳多屋敷」及び周辺の土地は、平成8年3月頃、野津氏より松江市に寄付

され、以後、「舟つきの松」及び伝「柳多屋敷」等は、松江市の財産となった。

柳多家中屋敷は、いくつかの近世末の絵図でこの南田町151番地の場所にあったことが確認されている。また、〇〇意見書によれば、この場所が、松江城と立山御茶屋の中間地点にあり、舟つきの松があったことから、藩主のための簡易な休息施設が併設されていたものと考えられるとされる。「舟つきの松」が文化財に指定されたのも、歴代の藩主が松江城から舟で遊行する際に立ち寄った場所であったという歴史的経緯もあってのことであり、〇〇意見書も指摘するとおり、「舟つきの松」「舟つき場」「西側の敷地」＝伝「柳多屋敷」は、一体となって歴史的景観を保持しており、そこにこそ高い価値がある。

そして、野津氏も、だからこそ、そのような歴史的景観や財産を、他に売却したりせず、松江市に託して維持・活用を願ったものといえよう。

したがって、松江市は、この負託を受けた財産を維持管理し、活用すべき義務があるのであり、この建物を取り壊すことは文化財の破壊以外の何ものでもなく、到底許されない。

3 松江市の「舟つきの松」・伝「柳多屋敷」等の管理状況等

(1) 野津氏よりこの財産の寄付を受けた松江市においては、舟つきの松そのものは指定文化財でもあり、松江市なりに維持管理に努めてきたようではあるが、結局、平成20年枯死したため、松江市は、これを切り倒し、平成20年12月16日、松江市の文化財指定の解除をした。

(2) 一方、伝「柳多屋敷」については、松江市は、特に維持管理もしないまま、放置してきたとしかいえず、現在では、屋根にブルーシートを掛けた程度で「補修」することもなく、朽ち果てるに任せている状態である。

これらの事実は、野津氏より寄付を受けた市民の財産と城下町松江の面影を伝える歴史的景観を維持・管理し活用すべき義務を松江市が怠っていることを意味しており、すなわち、松江市がその財産の管理を怠る事実である。

4 松江市の伝「柳多屋敷」解体と公園整備事業等

(1) 松江市は、平成25年3月29日、「舟つきの松公園整備計画」を盛り込んだ大手前通り周辺地区（第二期）都市再生整備計画を国に提出した。

そして、松江市は、「舟つきの松公園整備計画」について平成25年から平成29年までの事業とし、島根県建築士会の旧野津邸建物調査（平成26年9月）や地元意見を踏まえたとして、平成26年10月14日、市長において旧野津屋敷の解体を前提とする方針を明らかにするに至った。

(2) 更に、松江市においては、旧野津屋敷の解体を前提とする舟つきの松公園整備事業に関し、平成27年度において、既に合計金1275万7000円の公金を支出し、更に、平成28年度、29年度に、あわせて少なくとも金1億1427万円もの公金を支出する予算を計上している。

即ち、松江市の平成27年度予算では、旧野津邸を解体することを前提にした公園整備事業費が計上され、これを受けて、平成27年12月15日には、株式会社〇〇〇より「舟つきの松公園調査実施設計業務委託」に基づく実施設計が松江市に提出され、同事業には松江市から金1275万7000円（予算額）の公金が支出されている。

その実施設計の内容は、概要、以下のとおりである。

「旧野津邸を解体して東屋・展示室を整備

・既存の瓦（左棧瓦）・来待石棟や柱・梁などの古材を再利用して整備する。

- ・展示室には、舟つきの松の切り株を展示
- ・既存の樹木・庭石を活用して庭を整備」
- 「門の復元（江戸後期のものとされる門を移設・復元）」
- 「約2000本のアジサイ園（青紫・赤紫・白）エリア毎にアルカリ・酸性土壤に改良して青紫・赤紫の花を開花」
- 「舟入の一部復元（試掘して位置を確認し、舟入があった場所を特定した）」
- 「二世松の植樹」
- 「多目的広場（地元要望の対角線で50メートルを確保したグランドゴルフが可能な広場：40メートル×30メートル）」

そして、松江市の平成28年度予算案によれば、「舟つきの松」公園整備事業の工事費用として、継続費 金3860万円が、単年度分として金1777万9000円の公金の支出が計上され、平成29年度の継続費は金5790万円の支出が予定されている。

5 伝「柳多屋敷」等を解体することを内容とする舟つきの松公園整備事業は直ちに中止し、その歴史的・文化的価値にふさわしい保存・活用をすべきである。

(1) ○○意見書のとおり、「舟つきの松」、舟つき場、西側の敷地（建物）＝伝「柳多屋敷」は、城下町松江の面影を伝える歴史的景観であり文化財であって、松江市民全体の公共的財産である。

(2) 松江市は、この間、伝「柳多屋敷」の保存を求める請求人らの要望に対し、「家老屋敷としての価値がない以上、多額の経費をかけて保存する必要はないと判断し、地元での了解を得て取り壊すことにした」とか、「文化財保護審議会の建築の専門家からは『近代の松江の農家あるいは城下外れの民家としての価値は評価できる』との見解をいただいている」「舟つきの松跡地整備を考える会」が平成22年2月に開催された第4回委員会で全会一致で解体の方針を決定」「平成26年11月平成27年2月に『考える会』を開催して、整備方針を了承された」などと回答している。

しかし、そもそも、松江市のいう伝「柳多屋敷」には保存の価値無しという根拠は、曖昧きわまりなく、文化財保護審議会の建築の専門家とは誰のことなのかも含め、その専門家の意見は全く示されていない。

(3) 伝「柳多屋敷」を解体する旨の市長の決定は、手続的にも不当なものである。

市長は、本来であれば松江市文化財保護審議会を開催し、専門家による文化財ないしは歴史的景観としての評価を加え、かつ、その保存方法・保存の範囲等や活用法についても、意見を聴くべきであった。

この点で、松江市は、建築士会の旧野津邸建物調査同調査結果を受けたと言っているが、この調査は、○○意見書とは全く異なり、旧野津屋敷を「舟つきの松」や「舟つき場」等を含めた全体として城下町松江の面影を伝える歴史的景観や文化的遺産としてどう評価するかという観点を全く欠いており、残念ながら、たんに、現況の建物の各所の部材や建築時期等の確認をしたに留まるもので、極めて不十分である。

(4) また、松江市は、地元住民の意見を聞いたと言い、具体的には、「舟つきの松跡地整備を考える会」を指すようだが、それが、いかなる組織であり、その意見が果たして地元意見を真意反映しているかも疑わしい上、本件財産は、松江市民の財産であり、一部の地元住民だけの意見を聞いて、全面的解体という重大な決定をすることは手続的にも極めて不十分である。

松江市長は、一部地元の住民だけではなく、広く市民全体の意見を聴くなどの方策をとるべきで

あり、市民全体の声を聞くこともないまま、不十分な検討のままで、全面的に解体するという決定をしたことは、市民の財産の適正な維持管理を怠る行為であると言わざるを得ない。

なお、松江市は、「多額の経費をかけて保存する必要はない」等と述べているが、そもそも、平成8年に野津氏より本件建物を寄付された時点で、松江市が、その文化財的価値を認識し、「舟つきの松」とともに維持管理をしていれば、今日のような老朽化を招かなかつたのであり、保存に多額の費用を要すること自体が、松江市の維持管理を怠る行為の結果であり、松江市に多額の損害を発生させたといえる。

- (5) 「舟つきの松公園整備事業」において、伝「柳多屋敷」を保存し、活用することは十分に可能であり、解体しなければならない合理的理由はどこにもみあたらない。

あるとすれば、グランドゴルフ場である多目的広場の面積の確保以外にはないと思料するが、グランドゴルフ場の確保のために、「舟つきの松」や「舟つき場」と一体となる城下町松江の面影を伝える歴史的景観の一部をなす伝「柳多屋敷」を解体することは、合理的な理由とは到底言えない。

- 6 舟つきの松公園整備事業において、伝「柳多屋敷」を保存し、活用することは十分に可能であり、松江市は、今からでも、〇〇意見書等の趣旨を活かしつつ、更に城下町松江の歴史の専門家や建築の専門家、町づくりや観光に携わる人々の英知を集め、市民の意見を聴き、伝「柳多屋敷」のうち、野津氏の時代に建てられたと認められる部分を除き、適切な保存の範囲を検討すべきである。

- (1) 特に松江城天守国宝化の実現は、松江市の文化・観光政策にとっておおきな変化であり、伝「柳多屋敷」の保存・活用のあり方にも多大な影響を与えるものである。

天守国宝化の立役者である〇〇〇大学名誉教授である〇〇〇氏は、常々「国宝になったとしても城下町を保存しなければ意味がない」と繰り返されたように、「舟つきの松」や「舟つき場」と一体となる城下町松江の面影を伝える歴史的景観の一部をなす伝「柳多屋敷」を含む城下町遺産の保護の意義が格段と大きくなったと考えるべきである。

- (2) また、松江市は、国際文化観光都市であり、松江国際文化観光都市建設法では、その第1条に「松江市が明媚な風光と我が国の歴史、文化の正しい理解のために欠くことのできない多くの文化財を保有し」ていることや、その第2条で、松江市は都市計画法に定める都市計画のほか、国際文化観光都市にふさわしい文化観光施設の計画を計画し、実施すべきであり、更に、松江市長は、地方自治の精神に則り、不断の活動をしなければならない」と定められていることが、あらためて想起されなければならない。

歴代藩主が遊行の際に立ち寄ったとされる「舟つきの松」や、「舟つき場」と伝「柳多屋敷」の活用法としては、松江堀川巡りのコースとして、また、松江城の城下町の歴史的景観として、保存し、後世に伝えることは、十分に検討に値する「国際文化観光都市」としてのアイデアである。このような国際文化観光都市にふさわしい施策の一つとしての検討も加えないまま、歴史的建造物をグランドゴルフ場のために、破壊することは、無謀であり、違法かつ不当な行為であると言わざるを得ない。

- 7 まとめ（違法もしくは不当な財産の管理を怠る行為及び公金の支出行為）

- (1) 伝「柳多屋敷」は舟つきの松や舟つき場と一体となる城下町松江の面影を伝える歴史的景観であり、松江市としては、これを保存・活用すべき財産管理上の義務がある。

そこで、この市長における伝「柳多屋敷」の解体は到底認められず、解体は、財産の適正な管理

を怠る行為であるとともに、松江市にとって、違法ないし不当な行為であり、その違法ないしは不当な行為に伴って松江市が支出する公金の支出も、それ自体として違法又は不当な財務会計上の行為といえることができる。

そうすると、旧野津屋敷を解体することを前提とする舟つきの松公園整備事業の平成27年度の予算の執行（金1275万7000円）、及び平成28年、平成29年の各事業予算は、公金の違法ないし不当な支出として松江市に損害を生じさせることになる。

(2) 伝「柳多屋敷」の管理を怠る事実

既に述べたとおり、「舟つきの松」、「舟つき場」、西側の敷地＝伝「柳多屋敷」は、一体として城下町松江の面影を伝える歴史的景観を保持している。

平成14年当時、〇〇意見書は、そのように、その価値を評し、「建物の一部に痛みも見られるが、小屋組や柱・梁に損壊は見られず補修すれば使用も可能である。屋敷の周囲も開発から免れており、一体的な整備を施し新たな活用が図られることが望ましい」と述べたとおりである。

しかるに、松江市長は、平成8年以降、約20年間にわたり、伝「柳多屋敷」の管理を怠り、補修もせず、老朽化するに任せ、さらには、これを解体する旨決定した。また、「舟つきの松」の枯死も、その管理の不十分さの結果であった可能性もある。

このことは、松江市の野津家から負託された財産の管理を怠る行為と言わざるを得ない。

その結果として、松江市は、伝「柳多屋敷」の解体撤去費用を予算化しているところ、この費用もまた、怠る行為の結果、松江市に生じる損害と言える。

これらの公金の支出は、市民の財産と城下町松江の面影を伝える歴史的景観を維持・活用すべき松江市の財産の管理を怠り、その重要な財産を更に破壊する行為であって、到底認められない。

8 措置要求

以上の理由により、監査委員は、松江市長に対し、以下の措置を執るよう求められたい。

- ① 伝「柳多屋敷」の解体を中止すること
- ② 舟つきの松公園整備事業を見直し、伝「柳多屋敷」の保存を含めた歴史的景観の保全、活用策を講じること
- ③ 伝「柳多屋敷」の解体を前提とした公金の支出をしないこと

4 別紙事実証明書

- ① 柳多家中屋敷（松江市南田町）舟つきの松・主屋間取り図等
- ② 舟つきの松 文化財（天然記念物）指定の指定要件・概要等
- ③ 「舟つきの松」隣接の屋敷（旧野津家住宅）について
松江市文化財保護審議会委員 〇〇〇〇氏の所見
- ④ 削除
- ⑤ 舟つきの松公園調査実施設計業務委託・概要版
- ⑥ 平成27年度当初予算 主な事業の一覧
- ⑦ 平成28年度松江市一般会計予算説明書
- ⑧ 「舟つきの松公園」と題する書面
- ⑨ 「舟つきの松」の屋敷保存・活用を求める陳情書

- ⑩ 陳情書の口頭による捕足
- ⑪ 城下町松江の景観と町づくりを考える会と松江市とのやりとり
- ⑫ 柳多家系図および柳多家に関する新聞記事
- ⑬ 新聞記事

5 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置要求が、法第 242 条の要件に適合しているか否かについて審査を行った。

本件措置要求のうち、舟つきの松公園整備事業を見直し、伝「柳多屋敷」の保存を含めた歴史的景観の保全、活用策を講じることを求める請求については、住民監査請求の制度の対象となる財務会計上の行為の是正を求めるものではないと考えられることから、監査の対象には当たらないものと判断し、却下した。

伝「柳多屋敷」の解体を中止することを求める請求及び伝「柳多屋敷」の解体を前提とした公金の支出をしないことを求める請求については、今後契約の締結及び履行の行為がなされることが相当の確実性を持って予測されるものであり、要件を具備しているものと認め、平成 28 年 4 月 11 日付けでこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象部局

歴史まちづくり部 公園緑地課及びまちづくり文化財課

2 現地調査の実施

監査委員 3 名が、平成 28 年 4 月 26 日、旧野津屋敷及び周辺敷地の現況について確認するため、現地調査を実施した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 28 年 5 月 9 日請求人及び代理人に対して、請求に係る証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

これに対し、新たな証拠の提出とともに措置請求書を補足する陳述がなされた。その概略は以下のとおりであった。なお、陳述の冒頭に先立ち、代理人より請求書の一部訂正の上申書の提出について発言があった。

新たに提出された事実証明書

平成 28 年 5 月 9 日提出分

⑭ 柳多〇〇〇氏の戸籍

⑮ 旧柳多家老中屋敷の特徴と今後の活用について

〇〇〇〇大学教授 〇〇〇〇氏の講演録

⑯ 「舟つきの松跡地整備を考える会」第 1 回委員会記録～第 7 回委員会記録

平成 28 年 5 月 12 日提出分

⑰ 柳多家老来歴 松江藩を支えた家老（抜粋）

〇〇〇 編著

措置請求書の補足について、請求人の〇〇〇〇氏から次の 3 点について陳述があった。

① 建物の価値について、もっと大所高所からの議論が必要である。旧市内域を俯瞰した場合、

松江城を中心に柳多家中屋敷も三谷家下屋敷、武家屋敷、菅田庵などと並び立派なランドマークに入るのではないかと考えている。松江市の場合、松江市全体の観光地としての価値について、全体を俯瞰してみた場合にこういった見方でポイントを生かし残す、ないしは活用するということが大切だが、残念ながらそういう辺りが現在弱いと強く感じている。

- ② 松江市は、柳多家があそこにいたということをあまり触れようとしない。あの建物について、これまで禄を失った藩士たちが殿町の本屋敷の建物を壊して、それを今の屋敷の場所へ運び建てられたものとされてきたが、柳多〇〇〇〇さんが〇〇さんになられたのが明治2年、そして亡くなられたのが明治27年、3人の娘があゝの屋敷で育てられた。この三つは歴史的な事実である。

また、建築学の専門家の方々からは一定の議論はなされているが、その中でなおかつ詰め切れていない部分があるので、今後の研究、調査でしっかりしたものを出していくのが筋ではないかと思っている。

- ③ 〇〇〇〇大学の〇〇先生に伺ったところ、あの建物は十分、登録有形文化財にする値打ちがあると言われている。だからそういうものを活用することは当然のことで、それを壊してしまうということは国の制度に松江市が従わなくて良いのかという角度の問題もでてくると思っている。

続いて代理人の〇〇〇〇〇氏より今回新たに提出した事実証明書について、次の補足説明があった。

事実証明書⑭について

戸主 柳多〇〇〇（前戸主 柳多〇〇）の戸籍の本籍地は松江市〇〇〇〇〇番屋敷となっており、前戸主の長女が明治2年生まれ、三女が明治5年生まれでこの本籍地の時に出生しているということは、明治初年にはこの屋敷は柳多家中屋敷住宅であるという証明になる。

事実証明書⑮について

この資料は〇〇〇〇大学の〇〇先生が建物を数日に渡り調査したうえで、この建物についての評価について話された資料である。今回、松江市がこの旧野津家住宅を取り壊すというときに、きちんとした専門家の意見を聴いていない。柳多家中屋敷という歴史的な経過を踏まえた建物を保存するのか壊すのかというときに、その文化財的な価値を専門家にきちんと検討をしてもらわないまま取り壊すという手続きに違法あるいは不当があるのではないかと考えている。

事実証明書⑯について

「舟つきの松跡地整備を考える会」の会議録を見ると、最初の頃は建物を残したいという意見もあるが、段々とあまり価値はないという感じで取り壊しに向かっている。この間に専門家の意見も聞いていない。それから市民の意見というにしてはどのようにして集められたかわからない一部の限られた方々の意見を聴いて取り壊しの方向に舵を切ってしまったという手続きについて、手続的な違法あるいは不当があるのではないかと考えている。

4 監査対象事項及び監査の方法

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

松江市長が、市の普通財産である松江市南田町151番地の旧野津家住宅について、舟つきの松公

園整備事業の施行に伴い、建物の解体を決定し、解体工事のための予算を執行することは、財務会計上の違法又は不当な行為ないし財産の管理を怠る行為に該当するか否かという事項であり、請求人の請求理由を要約すると次のとおりである。

- ① 平成 14 年にまとめられた松江市文化財保護審議会委員の調査結果によれば当該建物は武家住宅の面影を伝える建築遺構である、とのことから、その価値にふさわしい保存、活用がなされるべきである。
- ② 前所有者の野津氏は、当該建物を歴史的景観の保持のために松江市へ託したものであり、松江市は、この負託を受けた財産を維持管理し、活用すべき義務があるので、この建物を取り壊すことは文化財の破壊以外の何ものでもない。
- ③ 当該建物は、特に維持管理もされないまま放置されており、屋根にブルーシートを掛けた程度で朽ち果てている。これは、市民の財産と城下町松江の面影を伝える歴史的景観を維持、管理し活用すべき義務を怠っていることを意味しており、即ち、松江市がその財産の管理を怠っている事実である。
- ④ 松江市が当該建物について「家老屋敷としての価値がない以上、多額の経費をかけて保存する必要がない」と判断したことについて、保存の価値がないという根拠は曖昧であり、調査を行った文化財保護審議会の建築の専門家とは誰のことかも含め、その専門家の意見は全く示されていない。
- ⑤ 当該建物の取扱いについては、本来は松江市文化財保護審議会を開催し、専門家による文化財ないしは歴史的景観としての評価を加え、かつ、その保存方法や活用法について意見を聴くべきであったのに、その手順を踏んでおらず、建物の解体の決定は手続的にも不当である。また、建築士会が行った建物調査の結果についても、歴史的景観等の評価を欠いており、単に現況の建物の部材や建築時期の確認をしたに留まり、調査不十分である。
- ⑥ 「建物の解体について、地元住民の意見を聴いた」ということについて、意見を聴いた団体がいかなる組織で、その意見が地元意見を真意反映しているか疑わしい。一部地元住民の意見を聴いて解体の決定をすることは、手続的にも不十分である。
- ⑦ 舟つきの松公園整備事業において、当該建物を解体しなければならない合理的理由はどこにも見当たらず、あるとすればグランドゴルフ場である多目的広場の確保以外にない。

以上の監査対象事項について、関係機関へ資料の提出を求め、事情を聴取し、本件が法第 242 条第 1 項の違法若しくは不当な公金の支出、財産の管理又は財産の管理を怠る事実であるか否かを監査した。

5 監査対象事項に対する監査対象部局等の説明

請求人が違法若しくは不当な公金の支出、財産の管理又は財産の管理を怠る事実があると主張している事項について、歴史まちづくり部公園緑地課及びまちづくり文化財課は次のとおり説明している。

(1) 監査対象事項①について

平成 14 年の調査は、第 1 回周辺整備庁内検討委員会(企画財政部長・同次長(財政課長)・企画調整課長・管財入札課長、産業振興部長・同次長(商工課長)・観光文化課長、教育委員会文化財課長にて構成)から、文化財評価の調査が必要であるとの意見があったことから、松江市文化財保護審議会のうち建造物が専門分野の〇〇〇〇委員に調査を依頼したもの。調査結果については、

し、ご理解をいただいた。

その後、第 10 回委員会（平成 27 年 2 月 17 日）で、工事に伴う周囲への影響や園路の導線と遊具等の配置位置を検討した結果、第 6 回委員会での提案面積と同等な最短長約 30 メートル×40 メートルを確保する案で改めて提案し、ご理解をいただいた。

第 3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

本件措置請求のうち、受理決定をした伝「柳多屋敷」の解体を中止すること及び伝「柳多屋敷」の解体を前提とした公金の支出をしないことを求める請求については、違法又は不当がないものと判断し、請求を棄却する。

監査委員の判断

1 解体決定に至る手続きの違法性ないし不当性について

本件請求は、旧野津屋敷の敷地上の建物の解体決定について、同建物の歴史的、文化的価値の認識及び解体決定までの手続きの正当性の認識の相違から生じた案件である。

当該建物の歴史的、文化的価値についての判断は、住民監査請求の対象外であるので、解体決定に至るまでの手続きの違法性ないし不当性について、これまでに記述した事実関係の確認に基づき、次のように判断する。

(1) 監査対象事項①について

平成 14 年時の調査は前所有者没後、当該建物の取扱いについて判断すべく行われたものであると推測される。その中で〇〇氏は、当該建物は、明治初期の住宅建築遺構として一定の評価を与えており、舟つきの松や舟つき場と一体で整備して活用することが望ましいと提言している。しかし、平成 20 年に指定文化財である舟つきの松が枯死して伐採され、一体的整備の前提が崩れた中で建物単体として保存する価値があるかどうか改めて検討の必要性が生じたものと認められる。

(2) 監査対象事項②について

公園緑地課が所持する平成 8 年 3 月 1 日と推測される日に松江市と前所有者との間で締結された土地及び建物の寄附採納にかかる覚書（締結日未記入）及び覚書締結にかかる稟議書を確認したところ、舟つきの松及びその周辺土地は当初より公園用地として寄附することを前提に交渉が進んでおり、当該建物についても、覚書第 4 条で前所有者の存命中は現状のまま保存するが、所有権移転登記については、ただちに実施するものとしていることから、建物の取扱いについて、前所有者が没後の建物の保存を条件に寄附したものは解せず、実際に負担付き寄附として市議会でも法第 96 条第 1 項第 9 号の議決がされていないことから、前所有者が没後も将来的に当該建物を保存するために松江市へ託したものは認められない。

(3) 監査対象事項③について

当該建物の管理について、現地調査を行ったところ、風雨等により腐敗、浸食している部分があり、応急処置のみで特段の補修等はされていない。

請求人の主張は、単に普通財産の管理ではなく「歴史的景観を維持、管理し活用すべき義務を怠っている」との理由であるが、住民監査請求の対象となる「財産」とは、法第 237 条第 1 項に規定する財産の意であって、公有財産（行政財産及び普通財産）のほか、物品、債権及び基金を指し、「歴史的景観」はこれらの財産には含まれない。

また、普通財産の管理としては対症療法的な補修に留まり、やや消極的であると見受けられるが、時系列で判断すると、今回の解体決定はそれまでの建物の管理方法が要因ではなく、平成 14 年の前所有者没後、整備方針決定まで現状維持としていたところ、前所有者没後の調査でも保存に値する文化財とすべき決定的な証拠が発見されなかったこと、さらにこれらを受け地元協議の結果、平成 22 年に当該建物を解体する旨の方向性が示されたことが要因であり、それ以降、解体を前提とした当該建物に対し、多額の補修費を費やして修復させる合理的理由は見いだせない。

(4) 監査対象事項④について

公園緑地課が所持する平成 26 年 9 月に（一社）島根県建築士会作成の「旧野津家住宅調査報告書」及びその関連書類によれば、調査、検討には監査対象事項①の調査報告を行った文化財保護審議会の〇〇氏をはじめとした複数の専門家が加わっていることが確認された。

また、保存する価値無しとした根拠が曖昧であるとの主張について、当該建物を保存する場合、修復費用や維持管理のために今後、多額の公費を投じる必要がでてくることは明白であり、費用対効果の面からしても保存を決定するためには伝聞や状況による推測でなく、実地調査により家老屋敷として評価できる決定的な物証が必要であったところ、調査の結果、そういった証拠が存在しなかったと結論付けられたもので、特定の建築士のみ判断ではなく、専門家を含めた合議のうえでの決定であり、根拠が曖昧であるとまではいえない。

(5) 監査対象事項⑤について

当該建物について、文化財保護審議会にかけらるべきであったか否かについて、文化財として指定しようとする際には松江市文化財保護条例（平成 17 年松江市条例第 173 号）第 4 条第 1 項及び第 4 項に基づき、諮問機関である文化財保護審議会を招集して審議するが、当該建物については事前の調査の時点で松江市が文化財指定の際に準拠する「国宝及び重要文化財指定基準」に照らして検討した結果、基準を満たさないものとして判断し、関係者からも指定の提案はされなかったことから、文化財保護審議会への諮問は見送られたものと推察される。

県建築士会が行った調査が不十分であるかという点について、請求人は「舟つきの松」や「舟つき場」等を含めた全体として評価すべきと主張するが、「国宝及び重要文化財指定基準」の建造物の部の各項目を勘案しても周辺の景観の評価を盛り込んで斟酌すべきとは解釈できない。

(6) 監査対象事項⑥について

請求人は、一部地元住民の意見を聴いて解体の決定をすることは、手続的にも不十分と主張していることについて、公園緑地課が所持する文書及び同課の説明によれば、「舟つきの松跡地整備を考える会」は公園整備の在り方について参考とすべく平成 21 年 9 月 17 日付で地元〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より推薦を受けた地元住民に対し、市が委嘱状を交付した委員で構成された任意団体であり、これらの経緯からこの団体の委員は地元住民の代表者と解することができる。その後、複数回の協議を経て、この団体の総意として当該建物の解体を要望し、平成 22 年 10 月 19 日付の稟議で市長報告がされ、松江市長はこれを了承している。関係課は「舟つきの松跡地整備を考える会」はあくまでも参考意見を聴取するための任意団体であると主張しているが、この会の議事録及び関係する稟議書からすると「舟つきの松跡地整備を考える会」での決定事項がそのまま松江市の決定事項となって整備計画が進んでいるように見受けられる。本来はこの間に専門家による再調査を実施し、その結果を踏まえて判断すべきであったと考える。しかしながら、その後、平成 26 年 9 月に（一社）島根県建築士会へ調査を委託し、建物の評価について専門家による一定の結論を得たうえで最終判断をしているので、手続的に補完されたものと認められる。

(7) 監査対象事項⑦について

公園緑地課が所持する施設計画平面図及び「舟つきの松公園整備鳥瞰図」並びに現地確認時に関係課が行った説明によれば、建物の敷地は一部グランドゴルフの利用も可能な多目的広場の予定地と重なってはいるが、既存の瓦、樹木及び庭石等を再利用した東屋や展示室を整備するとしている。また、「舟つきの松跡地整備を考える会」の第1回から地元で解体の意見が一致した第4回までの委員会議事録によれば、当該建物の保存の可否について議論はなされているものの、グランドゴルフについては公園の使用の一例として議論されている程度で、解体決定は「グランドゴルフ場である多目的広場の面積の確保」のためという請求人の主張と直接結び付くものは見受けられなかった。実際に多目的広場の設置の提案がなされたのが解体の方針決定後の第5回委員会であり、この点からしても請求人の主張には誤認があると認められる。さらに、解体する合理的な理由についても、監査対象事項④のとおり、保存すべき建物とは判断されなかったことによるものであり、妥当なものとする。

2 公金支出の違法性ないし不当性について

請求人は、本件請求において、当該建物の解体工事にかかる予算の執行を違法ないし不当であるとして公金支出の差止を求めているが、その理由についてみると、請求人は歴史的・文化的価値観の相違による解体そのものを問題として、その公金支出が違法ないし不当であると主張しており、これは、公金支出の前提となる当該建物の解体決定の手続きの違法性又は不当性が認められない以上、公金支出の違法性又は不当性も問えないものと判断する。